

事業所名	グループホームあたかの郷		
事業の種類	認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）		
事業所番号	1770300059		
事業所の所在地	石川県小松市安宅町ル1番地29		
管理者	管理者	定員	18名（9人×2ユニット）
連絡先	TEL 0761-24-1187 FAX 0761-24-2238		
運営方針	<p>1 家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話若しくは支援及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。 要支援者にあつては、生活機能の維持又は向上を目指し、介護予防に資するような支援を行う。</p> <p>2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。</p> <p>3 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。</p>		
サービス内容	介護計画又は介護予防計画に基づき、共同生活住居において家庭的な環境のもと認知症である利用者に対し、介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。		
従業者の職種、員数	管理者 1人、計画作成担当者 2人（ユニットごとに1人） 介護職員 夜間及び深夜の時間帯（21：30～6：30） 2人以上（ユニットごとに1人以上） 上記以外の時間帯（6：30～21：30） 常勤換算で6人以上（各ユニットごとに3人以上）		
介護従業者の勤務体制（2ユニットの合計）	早出	7：45～16：45	2人以上
	日勤	9：00～18：00	2人以上
	遅出	11：00～20：00	2人以上
	夜勤	16：30～9：30	2人以上
事故発生時の対応方法	<p>1 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>2 当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置を記録する。</p> <p>3 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。</p>		
地域との連携等	<p>1 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、小松市職員又は小松市地域包括支援センター職員、当該サービスについて知見を有する者等で構成される「運営推進会議（名称：運営懇談会）」を2月に1回以上開催し、活動状況の報告とそれに対する評価、要望、助言等を聴く機会を設ける。</p> <p>2 「介護相談員」の受入れ等小松市実施事業への協力、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う。</p>		
協力医療機関	医療法人社団さくら会 森田病院（小松市園町ホ99番地1）		

協力歯科医療機関	本村歯科医院（小松市竜助町5）																																								
緊急時の対応施設	特別養護老人ホームあたかの郷（同敷地内）																																								
サービスの質の評価	提供するサービスについて、自らその質の評価を行うとともに、年1回、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。																																								
利用料	<p>1 介護保険給付対象となるサービスに係る費用 （負担額は総単位数に1単位の単価10円を乗じた額の1割～3割）</p> <p>① サービス費用（単位／1日あたり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>要支援2</th> <th>要介護1</th> <th>要介護2</th> <th>要介護3</th> <th>要介護4</th> <th>要介護5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本</td> <td>749</td> <td>753</td> <td>788</td> <td>812</td> <td>828</td> <td>845</td> </tr> <tr> <td>サービス提供体制強化Ⅰ</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>医療連携体制加算Ⅰ ハ・Ⅱ</td> <td>—</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>771</td> <td>817</td> <td>852</td> <td>876</td> <td>892</td> <td>909</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 初期加算：30単位／日（入居した日から30日間）                  ③ 入院時費用：246単位／日（1月に6日を限度）                  ④ 協力医療機関連携加算（介護予防除く）：100単位／月                  ⑤ 生産性向上推進体制加算Ⅱ：10単位／月                  ⑥ 退居時相談援助加算：400単位／回                  ⑦ 退居時情報提供加算：250単位／回</p> <p>2 介護保険給付対象とならないサービスに係る料金                  ① 居室使用料（家賃）：1日当たり 1,200円                  ② 光熱水費：1日当たり 760円                  ③ 食材料費：1日当たり 1,300円                  ④ 教養娯楽材料費：実費                  ⑤ 介護用品材料費（紙おむつ代等）：実費                  ⑥ 身の回り品費：実費</p>							要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	基本	749	753	788	812	828	845	サービス提供体制強化Ⅰ	22	22	22	22	22	22	医療連携体制加算Ⅰ ハ・Ⅱ	—	42	42	42	42	42	合計	771	817	852	876	892	909
	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5																																			
基本	749	753	788	812	828	845																																			
サービス提供体制強化Ⅰ	22	22	22	22	22	22																																			
医療連携体制加算Ⅰ ハ・Ⅱ	—	42	42	42	42	42																																			
合計	771	817	852	876	892	909																																			
※1の総単位数（月）に22.8%を乗じた単位数を「介護職員等処遇改善加算Ⅰロ」として算定する。																																									
苦情受付の体制	<p>1 当事業所における苦情の受付《TEL 0761-24-1187》</p> <p>① 苦情解決責任者：特別養護老人ホームあたかの郷施設長                  ② 苦情受付担当者：管理者                  ③ 第三者委員：社会福祉法人あさひ会評議員</p> <p>2 当事業所以外の苦情申し立て窓口                  ① 石川県福祉サービス運営適正化委員会 《TEL 076-234-2556》                  ② 石川県国民健康保険団体連合会 《TEL 076-231-1110》                  ③ 小松市長寿介護課 《TEL 0761-24-8149》</p>																																								